

新庁舎整備事業に係る検討状況について

財政経営部公共財産保全課

新庁舎整備推進室

1. 市としての新庁舎整備地案について
2. 跡地等の活用に関する基本的な方針
3. 職員アンケート調査の結果について
4. 想定最大規模における洪水浸水想定について
5. 液状化について
6. 今後のスケジュール

1. 市としての新庁舎整備地案について

1. 市としての新庁舎整備地案について

検証結果まとめ

北田町（現在地）と南二日町広場について、これまでの検証を踏まえ以下の通りまとめました。

・費用について

概算事業費	北田町（現在地）約111億5千万円、南二日町広場	約100億4千万円
概算ライフサイクルコスト	北田町（現在地）約333億1千万円、南二日町広場	約309億円

北田町 （現在地）	<ul style="list-style-type: none">・ 庁舎が複数棟になることや仮設庁舎、立体駐車場の整備が要因となり、概算事業費が南二日町広場案よりも上回る。・ 別途経費としている引っ越しやOA機器の配線作業が複数回に及ぶことから、南二日町広場案よりも上回ることが想定される。・ 庁舎が複数棟となることや駐車場の立体化などが要因となり、ライフサイクルコストが南二日町広場案よりも上回る。
南二日町 広場	<ul style="list-style-type: none">・ 旧下田街道と国道1号からのアクセス道路やグラウンドゴルフ場の整備、かさ上げによる浸水対策等が必要になるが、建物が1棟建てで、仮設庁舎や立体駐車場が不要になることから、概算事業費やライフサイクルコストは、北田町（現在地）を下回る。・ 別途経費としている引越しやOA機器の配線作業が建物の建設に合わせて、1回で済むことから、北田町（現在地）案よりもコストの縮減が図れる。・ 土地の交換を行うことで、借地料の縮減が期待できる。

1. 市としての新庁舎整備地案について

・防災について

北田町 (現在地)	<ul style="list-style-type: none">・災害時の受援体制における活動拠点を機能的に配置することが難しいため、複数の施設に配置しなければならないと想定される。・地震による建物倒壊や火災が発生した場合、密集度が比較的高い地域であることから、災害対応に影響を及ぼす可能性が危惧される。・過去に現庁舎の周辺で液状化の被害があったとの記録もあることから、対策の検討が必要となる。
南二日町 広場	<ul style="list-style-type: none">・災害時の受援体制における活動拠点の多くを機能的に配置することが可能となる。・最大浸水想定（俗にいう千年に1回程度の降雨規模）により、大場川の右岸側（南二日町広場付近）で溢水が発生した場合に備え、想定される浸水高さ以上に敷地をかさ上げた上で、国道1号から直接出入りできる車路等を設けるとともに、建物機械室等は上層階に配置することで浸水への対応ができる。・現在有しているデータから地表面での液状化対策は不要と判断しているが、盛り土工法によるかさ上げにより、さらなる地盤の強化が見込まれる。

1. 市としての新庁舎整備地案について

・ 利便性について

北田町 (現在地)	<ul style="list-style-type: none">・ まちなかに近く良好な立地条件ではあるが、敷地規模から機能性に懸念がある。・ 市民から要望のあるコンビニエンスストアなどの利便施設を併設する場合には、建築が可能な延べ床面積から実現できる規模は限定的となる。・ 敷地面積から仮設庁舎の規模縮減を図るために新庁舎は高層化し、複数棟に分割して建設することが求められる。分割した庁舎は、部署の配置や人の流れが複雑となり、市民等の利便性の確保が難しくなる。・ 現庁舎の機能を維持しながらの工事は、工事期間中の駐車場の確保が困難となることから、数年にわたる周辺民間駐車場の活用等の検討が必要となる。また、騒音などで事務に支障をきたす恐れもある。・ 工事期間中は、敷地規模や工事手順から、長期間にわたって安全性と利便性の確保を両立させることが難しい。・ 令和3年度に新庁舎の供用を開始した全国53自治体に対するアンケート調査では当市の検討案と類似する事例が無いこと、さらには、地元ゼネコンを対象としたサウンディング型市場調査においても、部分的に解体や建設を繰り返すことを懸念する意見が多く寄せられている。
--------------	--

1. 市としての新庁舎整備地案について

・ 利便性について

南二日町 広場	<ul style="list-style-type: none">・ 南二日町広場案は十分な敷地面積があるため、北田町（現在地）の整備において懸念される駐車場の平面での確保といった事項は概ね解消される。・ ワンフロアの床面積を広くとることが可能になるため、窓口業務のワンストップ化など、市民の利便性の向上を図ることが出来る。・ 敷地面積から、利便施設の整備など、多くの市民ニーズへの対応も可能であり、将来の多様な変化にも柔軟に対応ができる。・ 交通アクセスは、バス路線の見直しを図ることで利便性を確保することができる。また、電車や自家用車での来庁者には、三島二日町駅や国道1号に近接していることから、良好な立地条件と考える。
------------	--

1. 市としての新庁舎整備地案について

・跡地等の活用について

新庁舎の整備場所	跡地となる主なもの
北田町（現在地）	中央町別館、大社町別館、社会福祉会館ほか
南二日町広場	本庁舎 、中央町別館、大社町別館、社会福祉会館ほか

北田町 (現在地)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビッグデータを活用した跡地等のシミュレーションにおいては、民間活力の導入により、観光施設や商業施設、居住施設等を整備することにより、一層の賑わいの創出が期待できるとの結果になっている。
南二日町 広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ビッグデータを活用した跡地等のシミュレーションにおいては、民間活力の導入により、観光施設や商業施設、居住施設等を整備することにより、一層の賑わいの創出が期待できるとの結果になっている。また、北田町（現在地）も跡地になるので、より一層の賑わいの創出が期待できる。なお、周辺地域の活性化においても、需要の広がりが期待できると分析をしている。 ・跡地等の活用については、多くの市民から、まちなかの活性化に利用すべきとの意見をいただいていることから、賑わい創出の拠点的な役割を担う施設となるように検討を進める。 ・立地適正化計画においては、賑わいと交流の創出を図るための中心拠点エリア内に位置づけられていることから、北田町（現在地）と同様に適地であると捉えている。

1. 市としての新庁舎整備地案について

・ 歴史的背景について

北田町 (現在地)	<ul style="list-style-type: none">・ 利便性に優れた敷地であるとともに、歴史的に庁舎のほか、代官所、農兵の調練場、小学校などに利用されてきた場所として親しまれている。・ 今後もその歴史的価値を留める対応が必要と考える。
南二日町 広場	<ul style="list-style-type: none">・ 旧三島町の南部に位置し、県立三島南高等学校が立地していた敷地である。

・ 土地の所有状況について

北田町 (現在地)	<ul style="list-style-type: none">・ 全て市有地ではあるが、敷地が手狭であることから、拡張が必要になった場合には、周辺敷地を取得または借用することになる。しかし、周辺の状況から拡張規模は限定的と捉えている。
南二日町 広場	<ul style="list-style-type: none">・ 公共施設を整備するために取得した経緯があるが、一部がスポーツ施設用地として借地となっている。・ 配置計画等を工夫して、庁舎部分には基本的に借地を含めない。

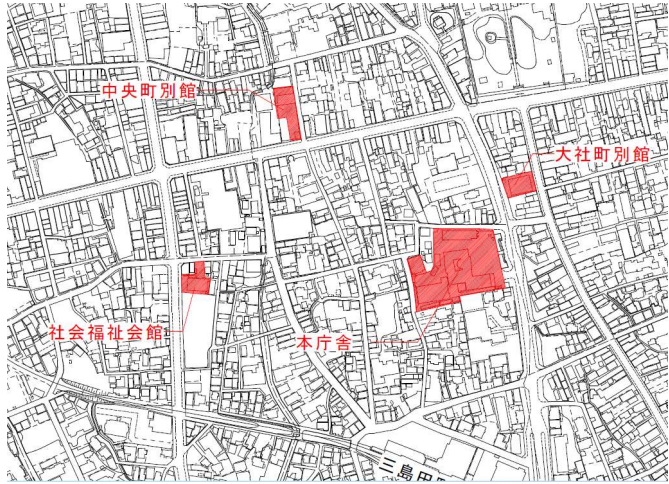
・ 環境への配慮について

北田町 (現在地)	<ul style="list-style-type: none">・ 消費エネルギー軽減と合わせて、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を検討していかなければならないが、機器の設置が可能となる屋上や余剰空間などは比較的手狭である。
南二日町 広場	<ul style="list-style-type: none">・ 太陽光などの再生可能エネルギーに関して、屋上面積が広くとれることや余剰敷地を有効活用することで、より多くの機器の設置が見込めるため、効果的な運用が期待できる。

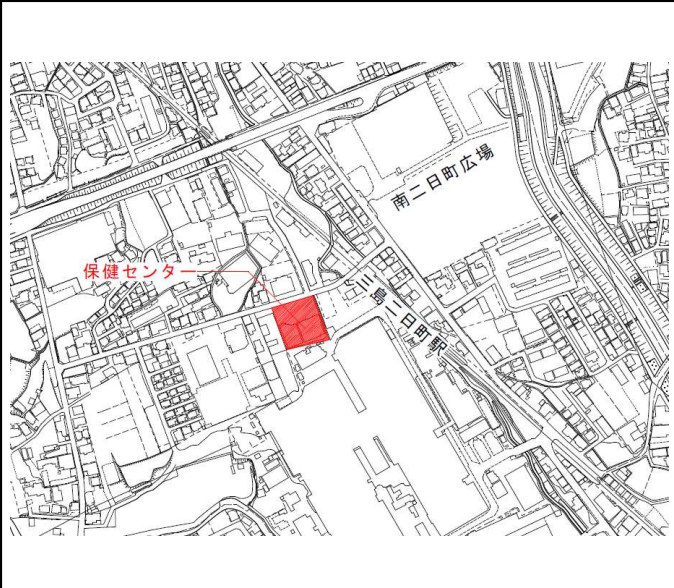
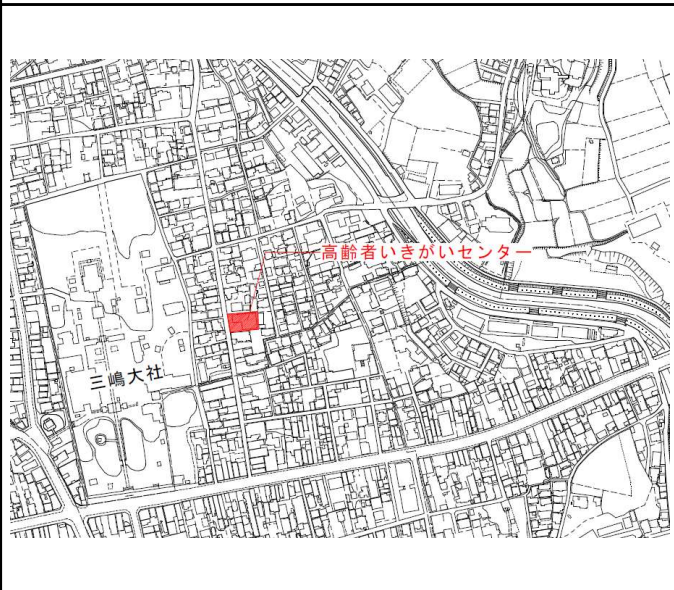
2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

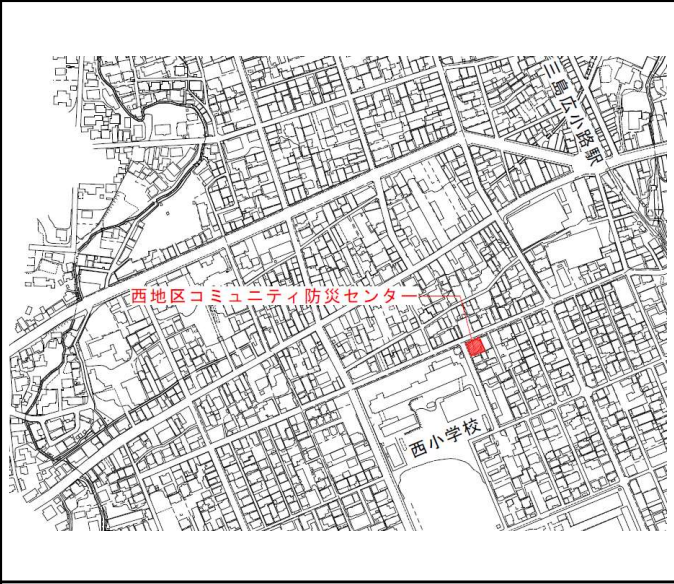
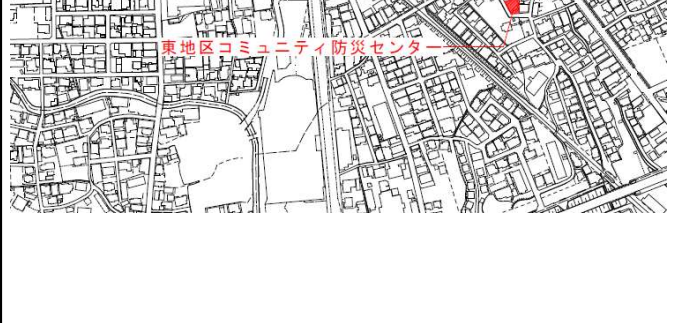
新庁舎整備に伴い生じる跡地等については、公共施設等総合管理計画や公共建築物個別施設計画の方針と、まちなかの賑わい創出の観点から、以下の方針を基に検討を進めていきます。

	本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・南二日町広場に新庁舎が完成し、移転が完了した後、建物は解体をする。 ・まちなかの賑わい創出に繋がる拠点的な機能を有した施設となるように努める。 ・ファシリティマネジメント推進の観点を踏まえ、民間活力導入を基本的な方針とする。
	中央町別館	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎に集約化されるため、移転が完了した後、建物は解体をする。 ・まちなかの賑わい創出に繋がる拠点的な機能を有した施設となるように努める。 ・ファシリティマネジメント推進の観点を踏まえ、民間活力導入を基本的な方針とする。
	大社町別館	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎に集約化されるが、築年数が浅いため、他公共施設の機能移転や多目的施設としての活用、民間活力の導入など多角的に検討する。 ・ファシリティマネジメントの観点を踏まえながら、まちなかの賑わい創出に寄与できる施設となるように努める。
	社会福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎に複合化されるため、移転が完了した後、建物は解体をする。 ・まちなかの賑わい創出に繋がる拠点的な機能を有した施設となるように努める。 ・ファシリティマネジメント推進の観点を踏まえ、民間活力導入を基本的な方針とする。

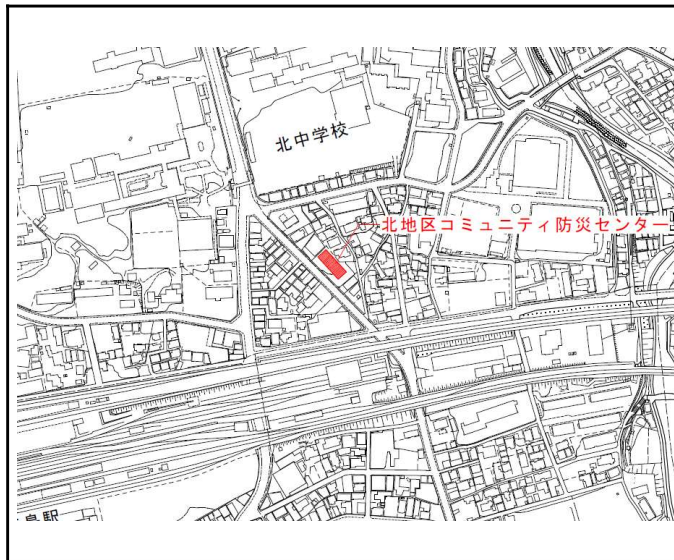
2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

	保健センター	<ul style="list-style-type: none">・新庁舎に複合化されるため、移転が完了した後、西棟は解体とし、東棟は、転用により、子育て支援センター及び市民活動センターとして活用を検討する。
	高齢者いきがいセンター	<ul style="list-style-type: none">・新庁舎に複合化されるため、移転が完了した後、建物は解体をする。・敷地規模が小さく、周辺の住宅地と同様の用途が望ましいと考えることから、住宅用地等として民間への売却を検討する。

2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

 <p>西地区コミュニティ防災センター</p> <p>西小学校</p>	<p>西地区 コミュニティ 防災センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸館機能は西小学校、防災備蓄品倉庫は新庁舎に複合化されることから、移転が完了した後、建物は解体をする。 ・ 敷地規模が小さく、周辺の住宅地と同様の用途が望ましいと考えることから、住宅用地等として民間への売却を検討する。
 <p>東地区コミュニティ防災センター</p> <p>東小学校</p>	<p>東地区 コミュニティ 防災センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸館機能は東小学校、防災備蓄品倉庫は新庁舎に複合化されることから、移転が完了した後、建物は解体をする。 ・ 借地であることから、建物解体後は、借地契約を解除し、地権者へ返還する予定としている。
 <p>南地区コミュニティ防災センター</p> <p>南中学校</p>	<p>南地区 コミュニティ 防災センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸館機能は南中学校、防災備蓄品倉庫は新庁舎に複合化されることから、移転が完了した後、建物は解体をする。 ・ 借地であることから、建物解体後は、借地契約を解除し、地権者へ返還する予定としている。

2. 跡地等の活用に関する基本的な方針



北地区
コミュニ
ティ防
災セ
ンター

- ・ 貸館機能は北中学校、防災備蓄品倉庫は新庁舎に複合化される。
- ・ 富士山南東消防本部の北分遣所が併設されていることから、用途廃止後は、同組合に貸与する計画としている。

2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

国土交通省では、都市の魅力向上を図るためには、まちなかにおいて多様な人々が集い交流する官民のパブリック空間をウォーカブルな人中心の空間へ転換し「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を推進することが必要としています。

居心地が良く歩きたくなるグランドレベルデザイン

(令和3年6月 国土交通省 都市局 まちづくり推進課) より抜粋

人々を惹きつけるまちなかづくりのためには、人々が「歩きたい、滞留したい」と感じることでできる居心地の良さがある空間づくりを推進することが重要であると考えられます。このような「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出することは、多様な人材や関係人口が呼び寄せられ、人々が交流し、滞在する空間が形成され、新たなネットワーク、コミュニティの創出につながります。

2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

- 居心地が良く歩きたくまちなかには、“W,E,D,O”の4つの共通する特徴があります

Walkable(ウォークابل) | 歩きたくなる

- 居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。

Eye level (アイレベル) | まちに開かれた1階

- 歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

Diversity(ダイバーシティ) | 多様な人の多様な用途、使い方

- 多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

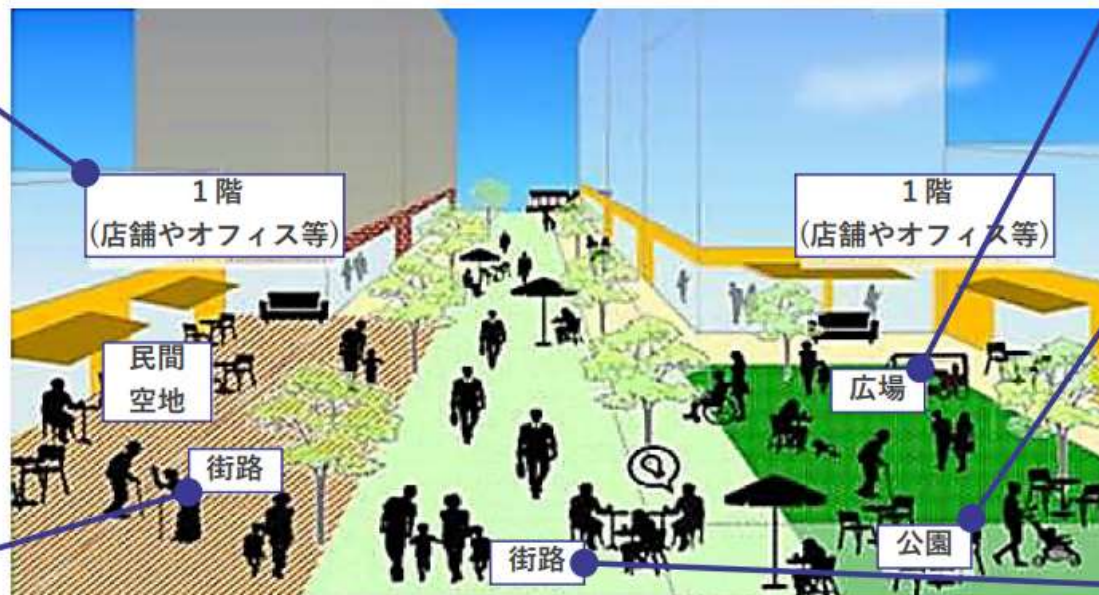
Open(オープン) | 開かれた空間が心地良い

- 歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

誰にも開かれ、歩きやすく楽しい、多様な活動ができる空間づくりのイメージ

Walkable 歩きたくなる
Eye level まちに開かれた1階
Diversity 多様な人の多様な用途、使い方
Open 開かれた空間が心地よい



2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

パブリックスペースとしての活用事例

①



②



③



- ①豊田市 まちなかの広場（豊田市HP）
- ②豊橋市 まちなか広場（豊橋市HP）
- ③アルティエ静岡 オープンスペース（静岡市HP）

2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

展示施設としての活用事例

④



⑤



④知立市文化会館 山車展示施設 (知立市HP)

⑤岸和田だんじり会館 展示施設 (岸和田市HP)

2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

公衆トイレとしての活用事例

⑥



⑦



⑥幡ヶ谷区公衆トイレ トイレ (渋谷区HP)

⑦神宮通公園トイレ トイレ (渋谷区HP)

2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

商業施設としての活用事例



⑧PREGO（商業施設） 中心商店街活性化
（金沢商業活性化センター）（RIA）

⑨OTOリバーサイドテラス
岡崎市による街区活用事業 （RIA）

2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

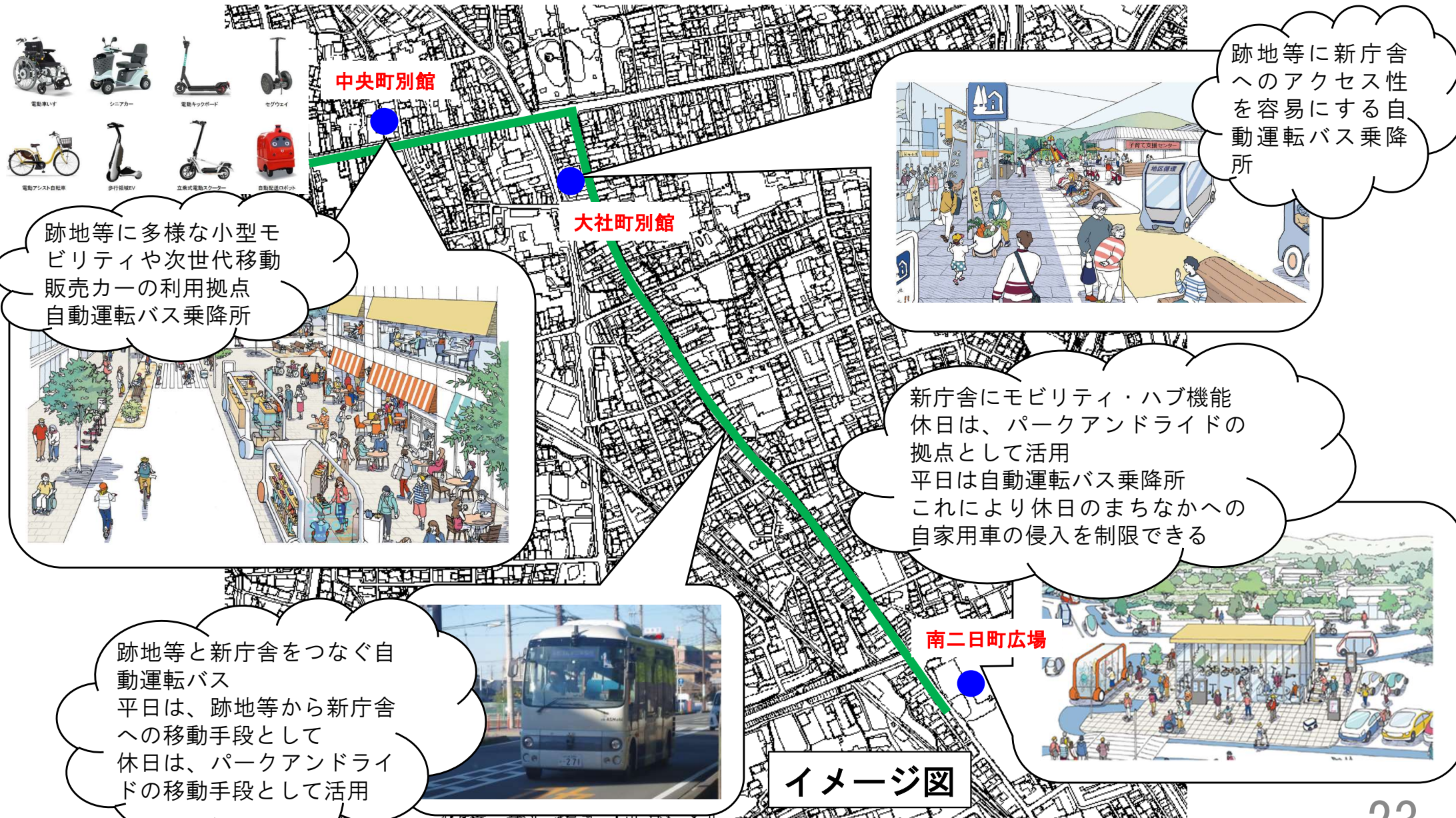
交通拠点施設としての活用事例



- ⑩奈良公園バスターミナル 団体バス乗降場
(奈良市) (RIA)品川駅西口
- ⑪ハーモニア新町観光バス駐車場
観光バス公共駐車場 (浜松市HP)
- ⑫次世代型交通ターミナル (国土交通省HP)

2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

【考えられること①】次世代モビリティを活用した跡地等の利用パターンのイメージ



2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

【考えられること②】パークアンドライド方式を採用したイメージ

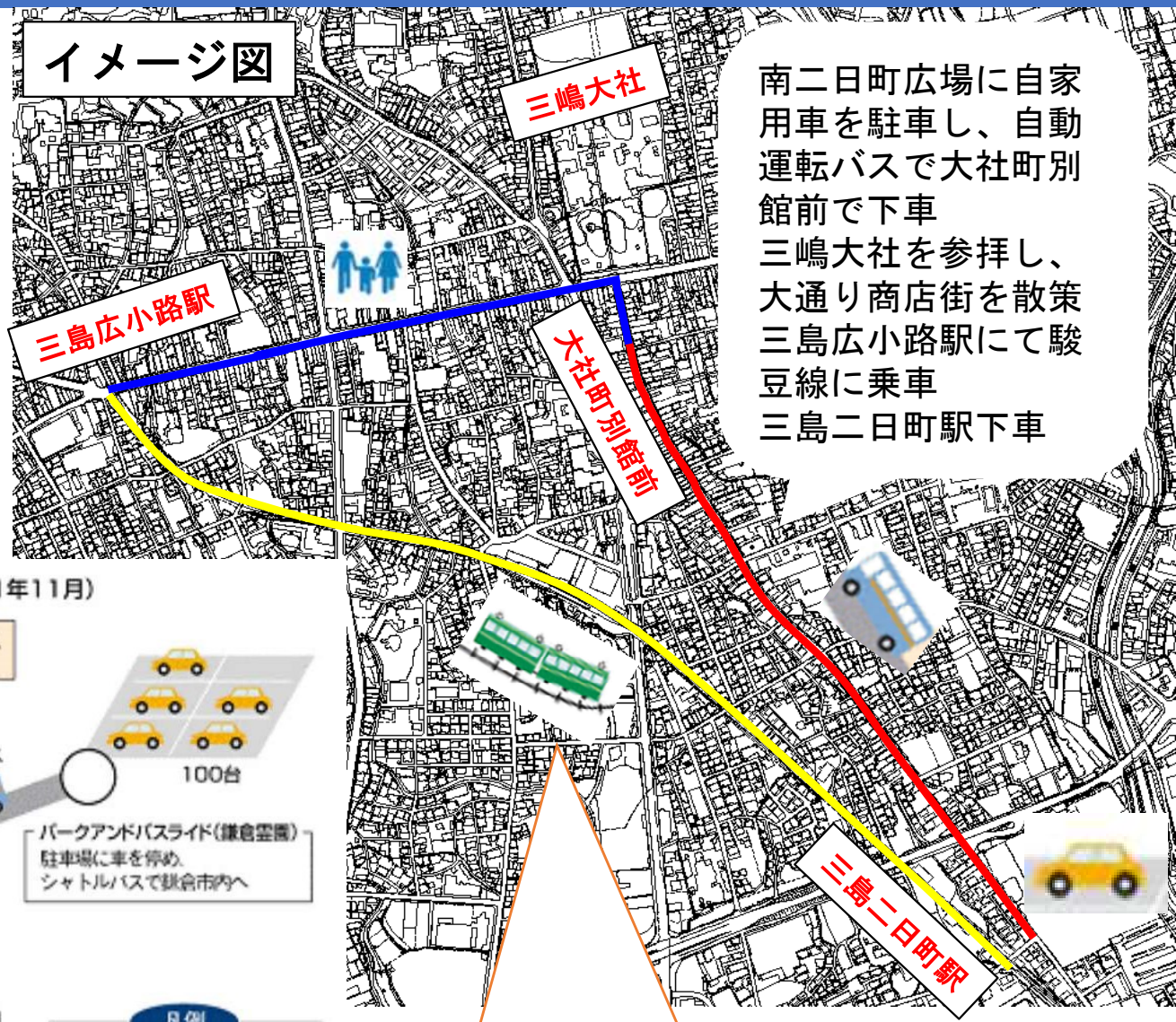
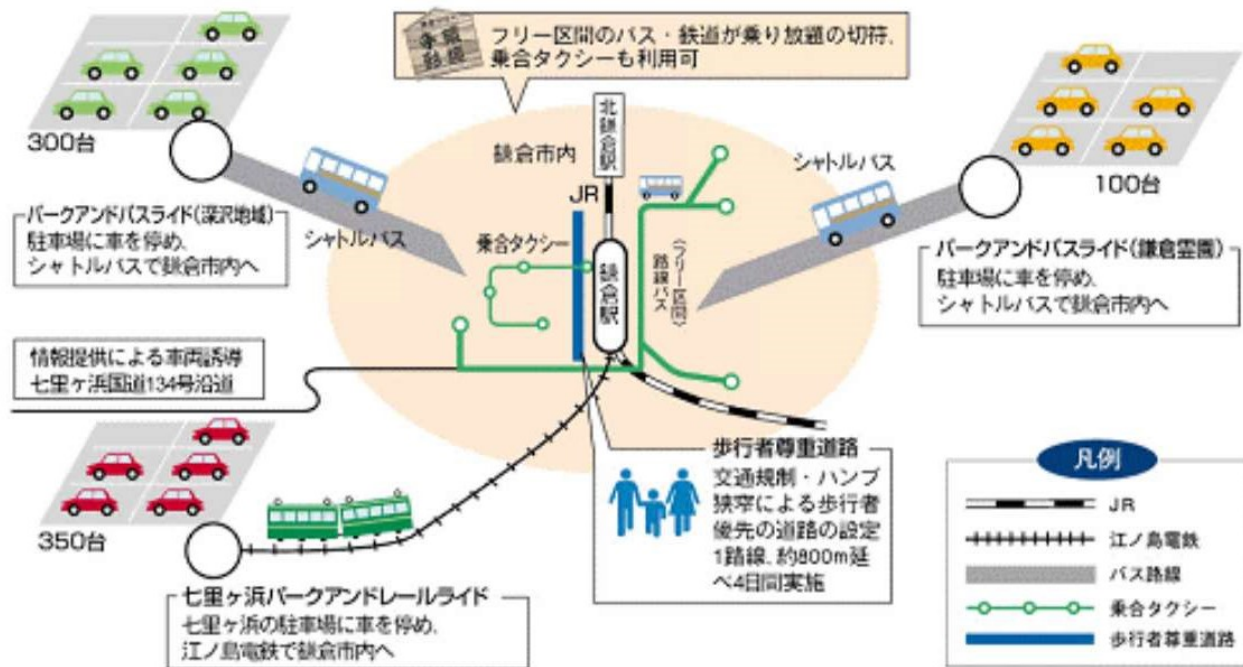
鎌倉市の取り組み事例

観光スポットが集中している鎌倉地域の交通渋滞緩和策として、周辺の駐車場に自家用車を駐車し、公共交通機関に乗り換えてまちなかに向かう方法を進めています。

利用された方は、協賛店や寺社等で割引や粗品進呈の特典を受けることができます。

鎌倉市ホームページより

●休日交通の集中する観光都市である鎌倉市におけるマイカー転換誘導施策(平成11年11月)



南二日町広場に自家用車を駐車し、自動運転バスで大社町別館前で下車
三嶋大社を参拝し、大通り商店街を散策
三島広小路駅にて駿豆線に乗車
三島二日町駅下車

更に、三島駅南口周辺再開発エリアとの連携も可能となります。

2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

【考えられること③】観光バスターミナルを採用したイメージ

浜松市の事例

浜松市では、浜松駅周辺における観光バスの駐車需要に対処し、観光の振興に寄与することを目的に観光バスターミナルを設けている。



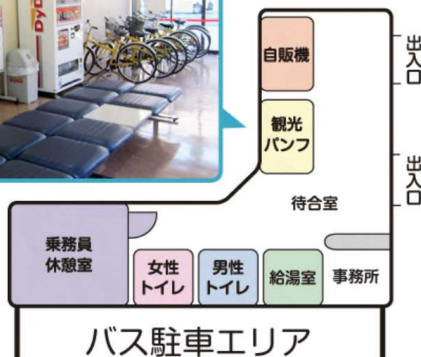
中央町別館跡地に観光バスターミナル機能



現状では、三嶋大社に駐車されている観光バスが、中央町別館跡地に駐車されることで人の回遊性が生まれまちなかに賑わいが創出される。また、宿泊利用も可能にすることで、滞在時間の拡大が期待できる。

イメージ図

施設紹介



管理棟

- 待合室
- 観光パンフレット
- 自販機
- トイレ
- 給湯室
- 乗務員休憩室
- 事務所



2. 跡地等の活用に関する基本的な方針

【イメージのまとめ】

まちなかりノベーション推進計画対象エリアに、三方から来訪者を呼び込むイメージ

JR三島駅から、
電車による来訪
者を呼び込む

徒歩や次世代小型モビ
リティを利用し、エリ
ア内の回遊を楽しむ



まちなか
の回遊機
能の向上

観光バスターミ
ナルから来訪者
を呼び込む

パークアンド
ライド方式で、
自家用車によ
る来訪者を呼
び込む

3. 職員アンケート調査の結果について

3. 職員アンケート調査の結果について

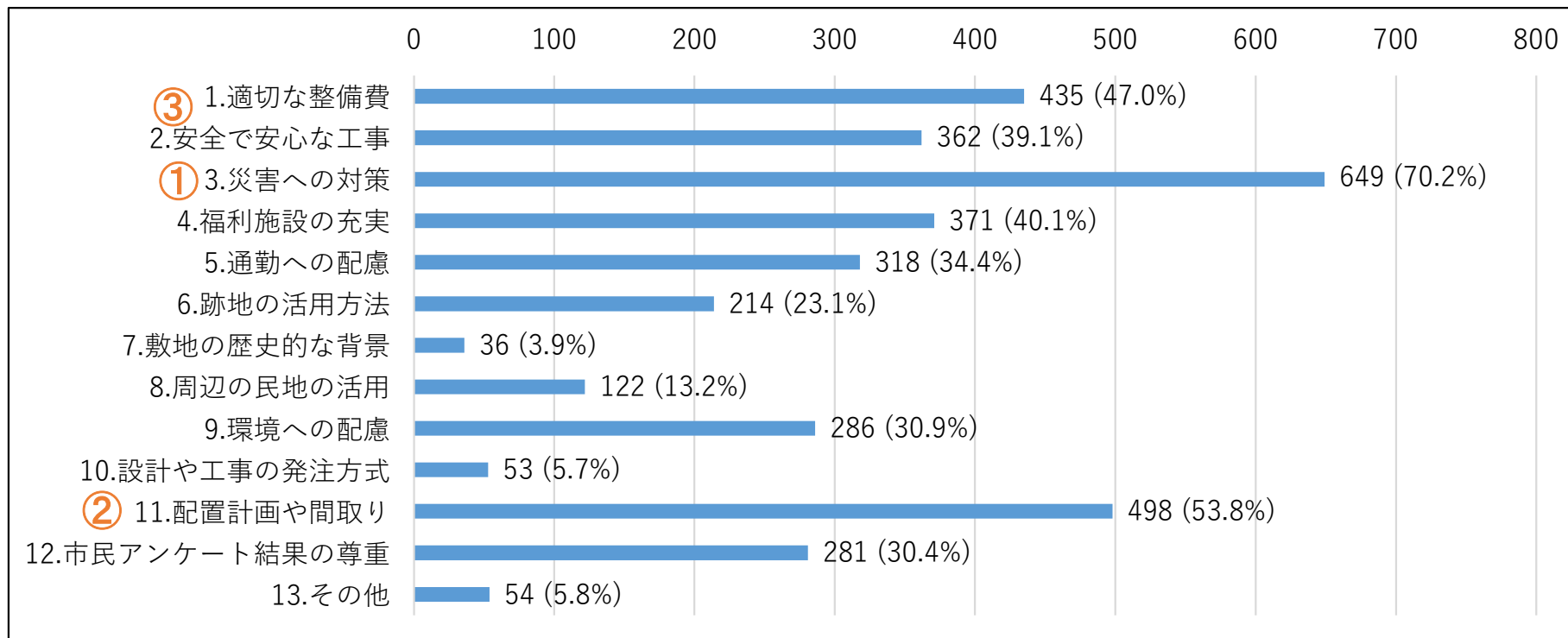
新庁舎整備事業を進めるにあたり、職員として働く立場からの意見や要望を把握するために職員アンケート調査を実施しました。

調査対象：全職員

調査期間：令和6年7月10日から17日まで

対象人数：1,486 回答人数：925 回答率：62.2%

Q. 市職員としての働く立場から、新庁舎整備に望むものについて、最も当てはまるものを下記の中から最大5つ選択。



(下記グラフの%は項目ごとの回答数を全回答者数(925)で割った数字となります)

4. 想定最大規模における 洪水浸水想定について

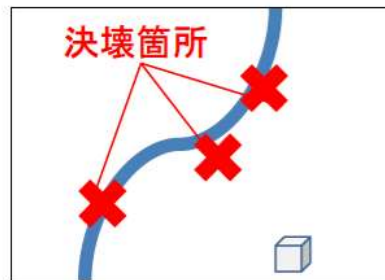
4. 想定最大規模における洪水浸水想定について

平成27年度に改正された水防法では、市町村に対し、想定最大規模の洪水浸水想定区域図を基に、避難の方法等を定め、その内容をハザードマップにより周知するよう義務付けています。

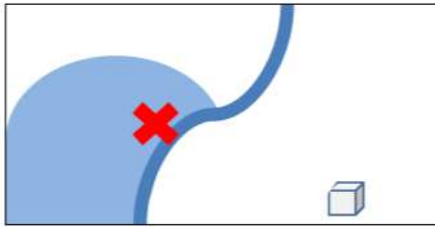
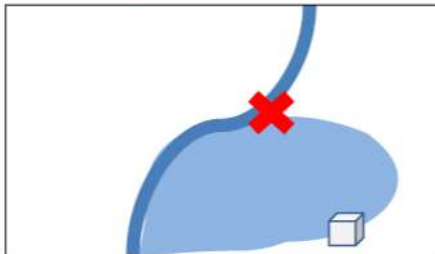
浸水想定区域図の作成手順



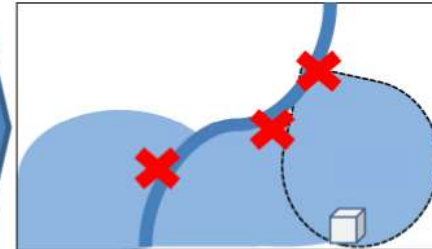
想定し得る最大規模の降雨で計算



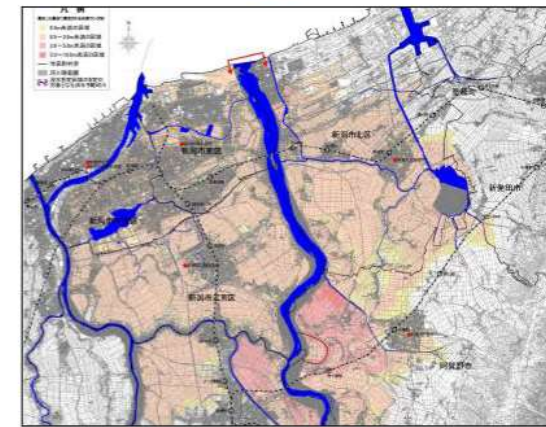
①複数の決壊箇所を想定します。



②それぞれの最大浸水域を計算します。



③浸水域を重ね合せます。



④浸水想定区域の公表

国土交通省HPより

国土交通省では、命を守ること（避難行動）を優先とするため、被害が最大となるように計算条件を設定するとしており、複数の堤防が決壊するものとして、それぞれの地点で決壊した場合の計算を個々に行い、それらの結果を重ねあわせて洪水浸水想定区域図を作成するとしています。

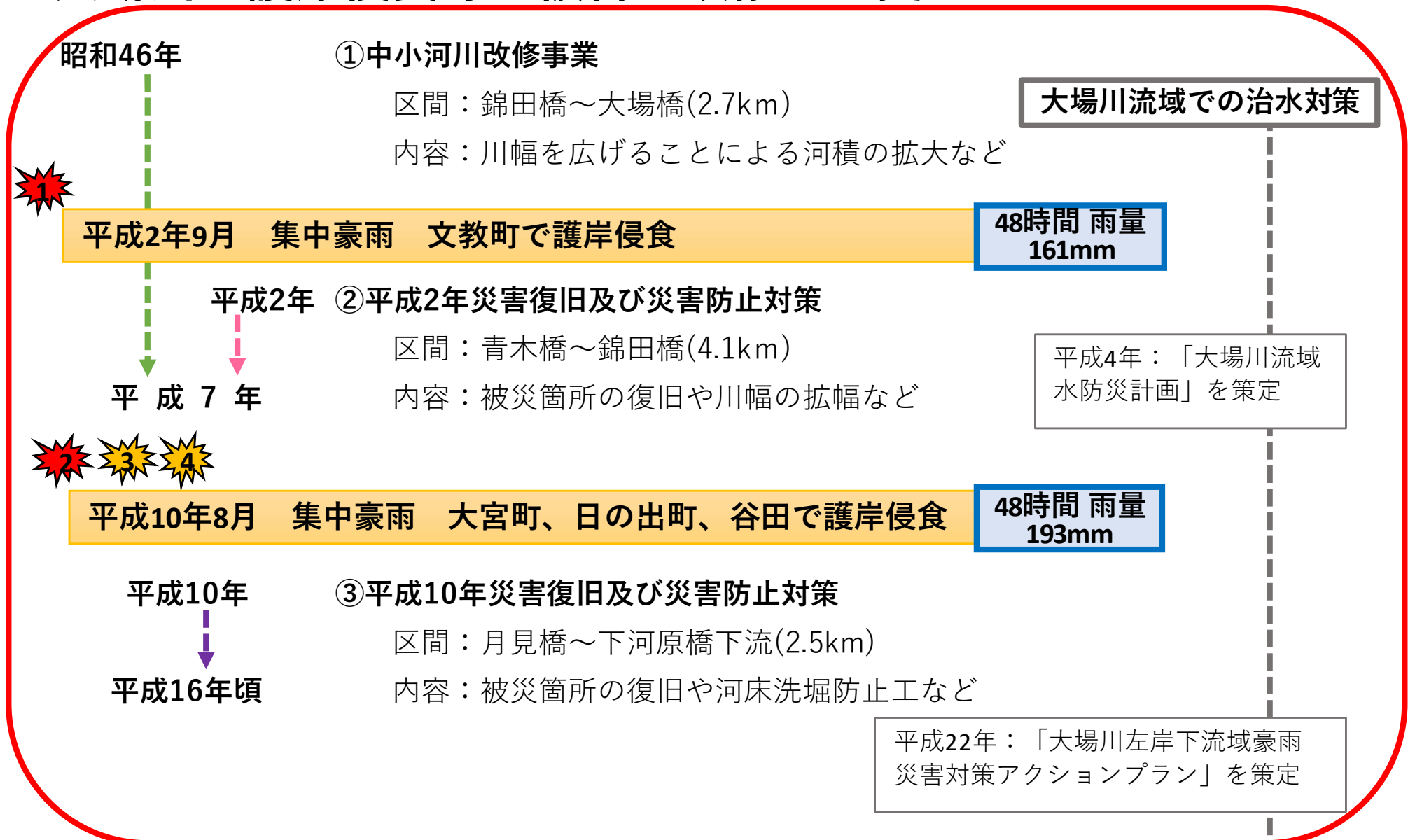
4. 想定最大規模における洪水浸水想定について

大場川の護岸侵食等の被害と改修区間図



4. 想定最大規模における洪水浸水想定について

大場川の護岸侵食等の被害と改修の歴史



4. 想定最大規模における洪水浸水想定について

「三島観測所の実績雨量」と「浸水想定区域図の想定雨量」

グラフは気象庁のデータ(昭和51年～令和6年)に基づき作成しています。



※1 俗に言う1,000年に1度程度の確率（年超過降雨確率1/1,000以下）で発生する降雨のことで、避難方法の周知やハザードマップ策定の際に用いる雨量です。南二日町広場は浸水区域内となります。

※2 俗に言う50年に1度程度の確率（年超過降雨確率1/50以下）で発生する降雨のことで、河川改修や洪水対策の計画策定の際に用いる雨量です。南二日町広場は浸水区域外となります。

5. 液状化について

5. 液状化について

液状化を判定する指標につきましては、これまでも、「建物構造の安全性に関するもの」と、「地表面の安全性に関するもの」に分類されていると認識していることを御説明してきました。

これまでの説明に加え、6月27日実施の議員説明会以降に確認した内容について説明します。

【これまでの説明内容】

①建物構造における液状化の判定

FL値 (各層)	液状化に対する安全率。想定される地震動に対する各層の液状化の発生のしやすさを示す指標。FL \leq 1.0で液状化する可能性ありと判断される。								
PL値 (地点)	20mまでの深さにおける地盤について構造物への影響を考慮する為に定義された液状化指標。 「PL値と液状化による影響の関係」 <table border="1"><tr><td>$P_L=0$</td><td>液状化による被害発生の可能性はない</td></tr><tr><td>$0 < P_L \leq 5$</td><td>液状化による被害発生の可能性は低い</td></tr><tr><td>$5 < P_L \leq 15$</td><td>液状化による被害発生の可能性がある</td></tr><tr><td>$15 < P_L$</td><td>液状化による被害発生の可能性が高い</td></tr></table>	$P_L=0$	液状化による被害発生の可能性はない	$0 < P_L \leq 5$	液状化による被害発生の可能性は低い	$5 < P_L \leq 15$	液状化による被害発生の可能性がある	$15 < P_L$	液状化による被害発生の可能性が高い
$P_L=0$	液状化による被害発生の可能性はない								
$0 < P_L \leq 5$	液状化による被害発生の可能性は低い								
$5 < P_L \leq 15$	液状化による被害発生の可能性がある								
$15 < P_L$	液状化による被害発生の可能性が高い								

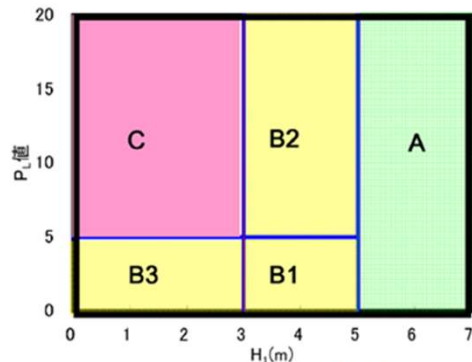
国土交通省都市局都市安全課 市街地液状化対策推進ガイダンス【本編】より

5. 液状化について

②地表面における液状化の判定

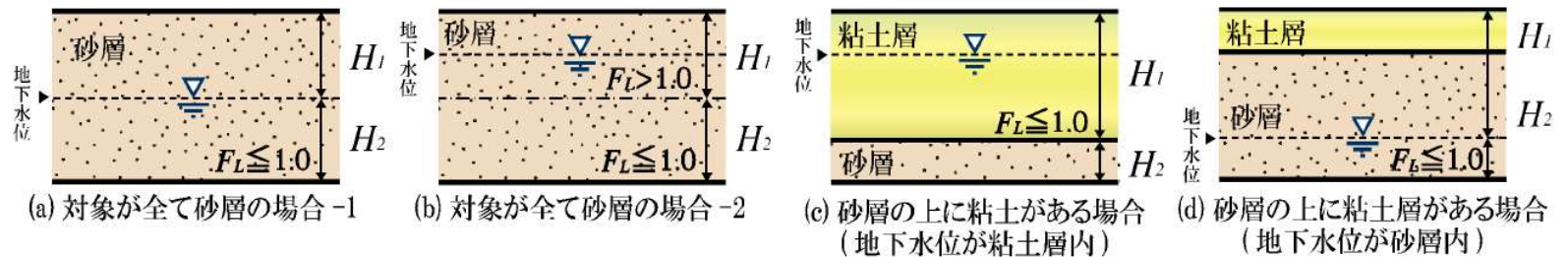
国土交通省では、令和元年に地表面に関する液状化対策等を取りまとめた技術マニュアルを示しており、この中で、液状化被害の判定方法を示している。

この判定方法は、地下水位を考慮した非液状化層（H1）の厚さなどから液状化被害の判定を行うものとなっている。



(b) $H_1 \sim P_L$ 判定図

判定結果	H_1 の範囲	D_{cy} の範囲	P_L 値の範囲	液状化被害の可能性
C	3m 以下	5cm 以上	5 以上	顕著な被害の可能性が高い
B3		5cm 未満	5 未満	顕著な被害の可能性が比較的低い
B2	3mを超え、5m以下	5cm 以上	5 以上	
B1		5cm 未満	5 未満	
A	5m を超える	—	—	顕著な被害の可能性が低い



(a) 対象が全て砂層の場合-1

(b) 対象が全て砂層の場合-2

(c) 砂層の上に粘土がある場合
(地下水位が粘土層内)

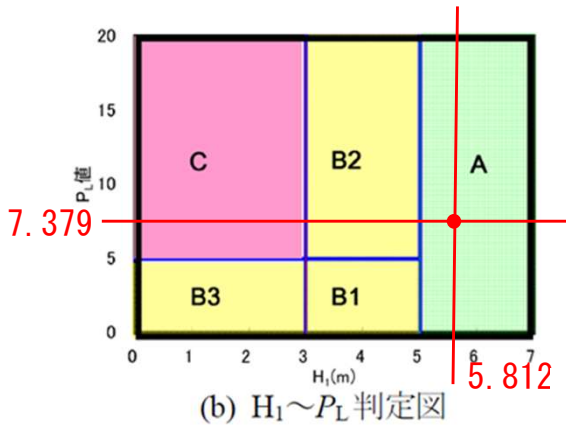
(d) 砂層の上に粘土層がある場合
(地下水位が砂層内)

H1（非液状化層）	液状化しないとされる地層。FL値が1以上の砂層や地下水位より浅い層など。 (上記図) 厚いほど地表面の液状化被害の可能性は低くなる。
-----------	---

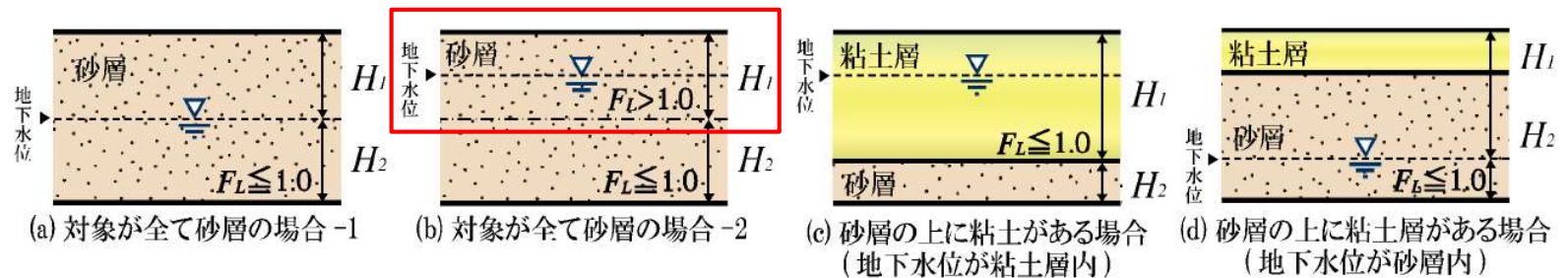
5. 液状化について

南二日町広場クラブハウスにおける大規模地震加速度350galによる結果（抜粋）

適用式	建築基礎構造設計指針式（2019）		
調査件名			
調査住所	三島市南二日町地内		
調査位置	北緯:35度6分42秒 東経:138度55分38秒		
ボーリング名	Bor. 1		
孔口標高	KBM+0.25(m)		
地下水位	GL-2.70(m)		
液状化指数PL(加速度)	7.379 (3.500m/s ²)	最大水平変位Dcy	0.037(m)
非液状化層厚H1	5.812(m)	宅地の液状化被害判定	H1-Dcy法: Aランク H1-PL法: Aランク
低減係数	0.015	マグニチュード	7.500
計算対象範囲	地下水位以深で、FC≤35% FC>35%かつ（粘土分含有率≤10%またはIP≤15）		



判定結果	H_1 の範囲	Dcyの範囲	P_L 値の範囲	液状化被害の可能性
C	3m 以下	5cm 以上	5 以上	顕著な被害の可能性が高い
B3		5cm 未満	5 未満	
B2	3mを超え、5m以下	5cm 以上	5 以上	顕著な被害の可能性が比較的低い
B1		5cm 未満	5 未満	
A	5m を超える	—	—	顕著な被害の可能性が低い



5. 液状化について

【追加説明内容】

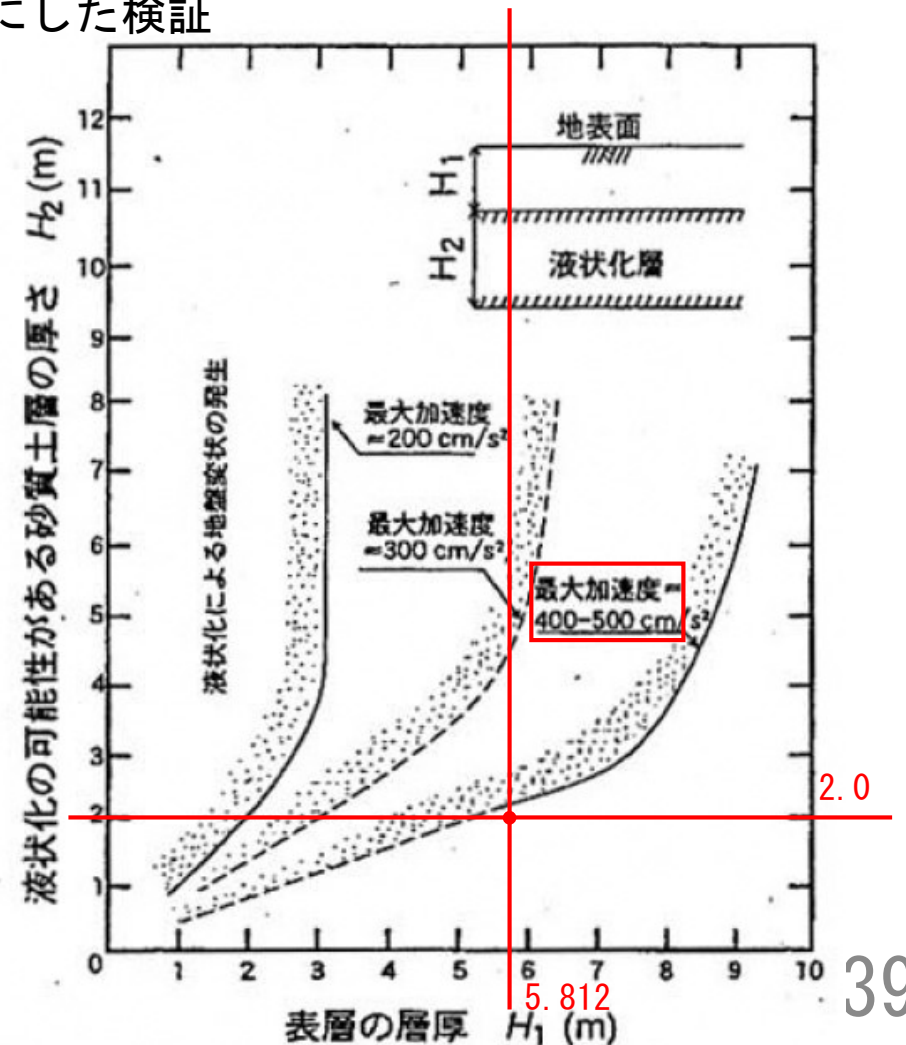
①国土交通省都市局都市安全課市街地液状化対策推進ガイダンスの例示による地表変位量 (Dcy) による検証

目標値 : $H1 \geq 3.0\text{m}$ 及び、 $Dcy < 10\text{cm}$ → 計測値 : $H1 \geq 5.812\text{m}$ 及び、 $Dcy < 3\text{cm}7\text{mm}$. . . **OK**

②内閣府中央防災会議専門調査会で示されている資料を基にした検証

計測深度 (m)	200galにおけるFL値	350galにおけるFL値
1.3		
2.3		
3.3	1.899	1.064
4.3	3.736	2.801
5.3	2.025	1.090
6.3	1.160	0.656
7.3	1.190	0.671
8.3	2.152	1.186
9.3	1.045	0.592
10.3	2.997	2.956
11.3	2.998	2.107
12.3	1.429	0.797
13.3	3.027	2.986
14.3	3.052	3.010
15.3	3.083	1.862

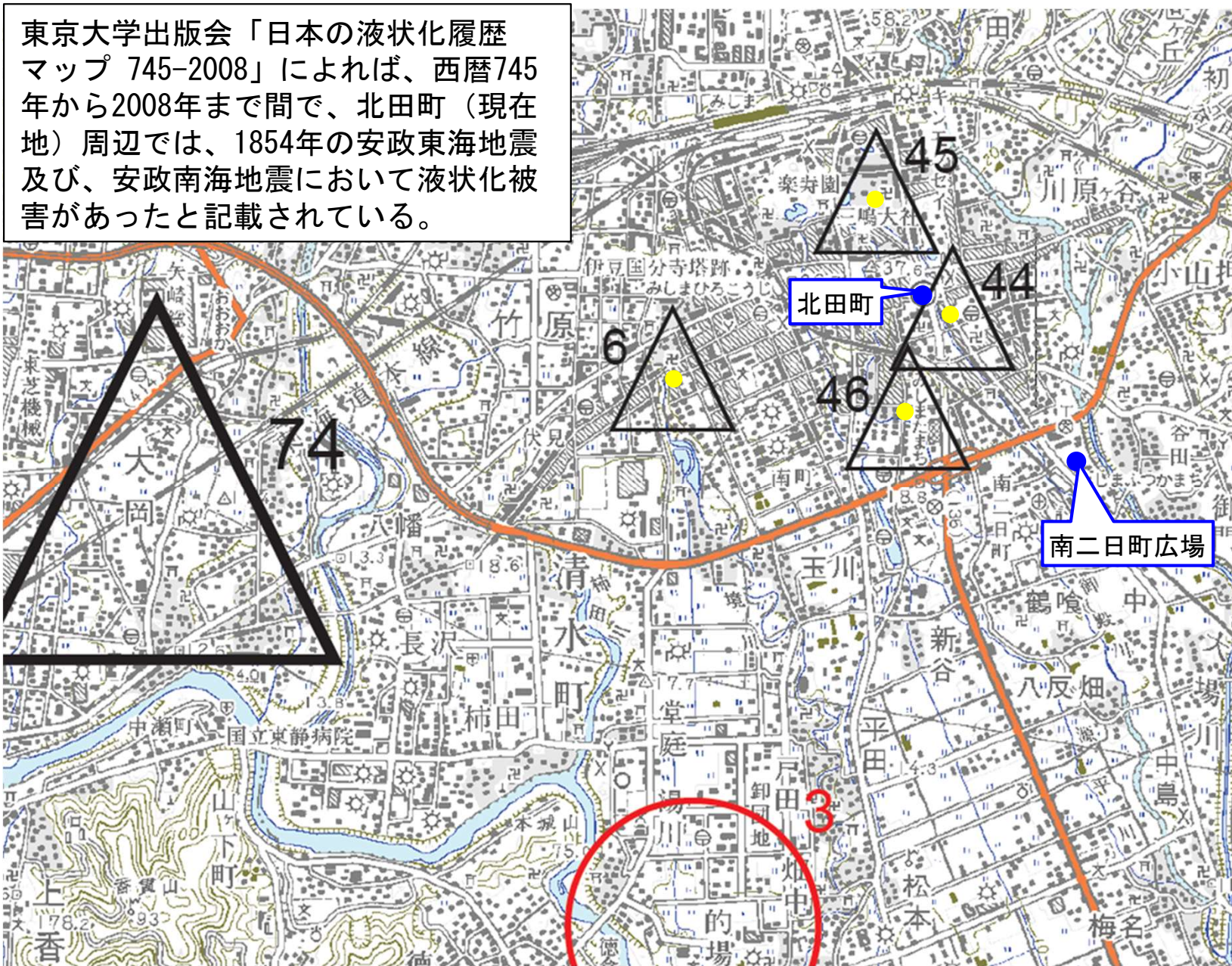
H2



専門調査会が示す右図において、400~500galの影響ラインを超えることが確認できることから、さらにこれを下回る350galにおいても被害の可能性が低いことが確認できます。

5. 液状化について

東京大学出版会「日本の液状化履歴マップ 745-2008」によれば、西暦745年から2008年まで間で、北田町（現在地）周辺では、1854年の安政東海地震及び、安政南海地震において液状化被害があったと記載されている。



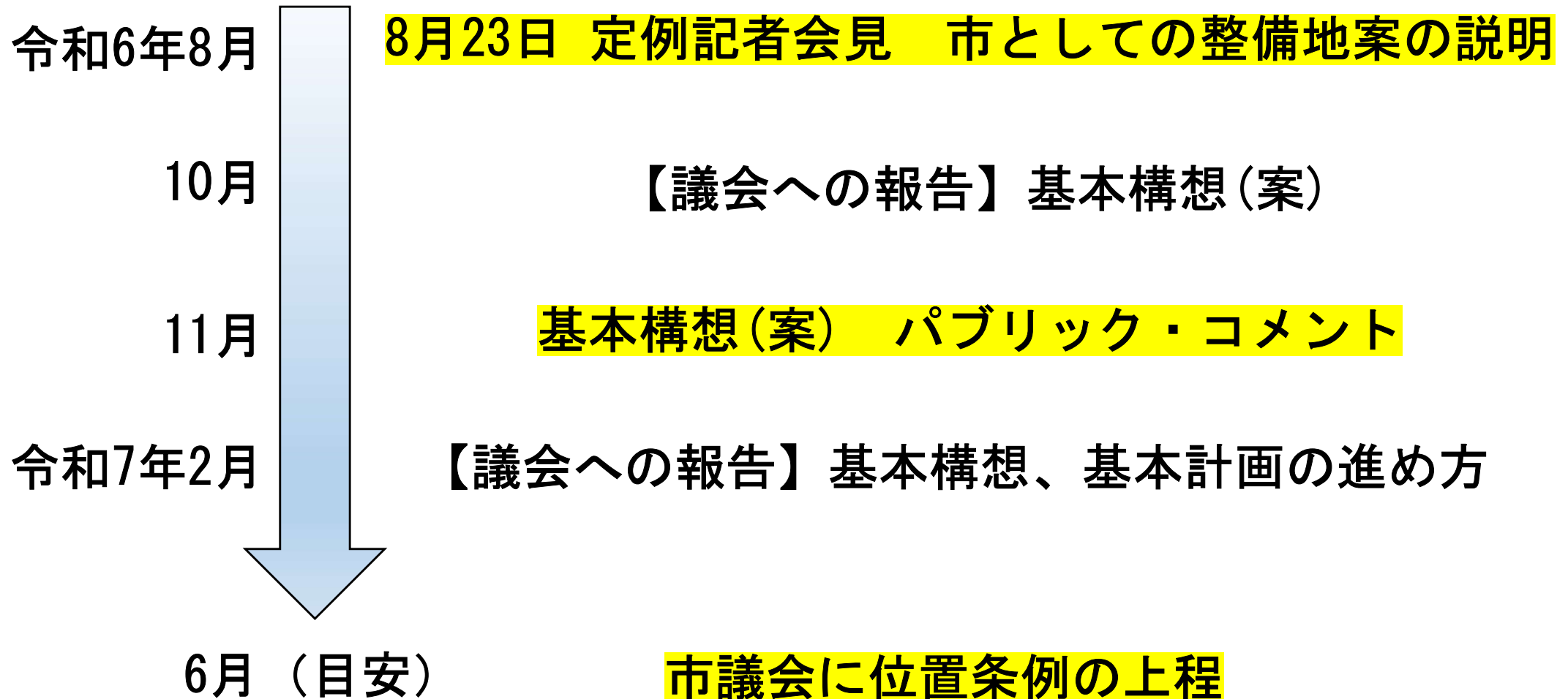
凡例		
△	地震番号	52
	地震名(気象庁)	安政東海地震
	被害地域・震央地名	東海・東山・南海諸道
	発震年月日	1854.12.23
□	地震番号	53
	地震名(気象庁)	安政南海地震
	被害地域・震央地名	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道
	発震年月日	1854.12.24
□	地震番号	64
	地震名(気象庁)	濃尾地震
	被害地域・震央地名	愛知県・岐阜県
○	地震番号	94
	地震名(気象庁)	北伊豆地震
	被害地域・震央地名	伊豆北部
	発震年月日	1930.11.26

図中番号は発生個所の整理番号
 図形の大きさは、場所が特定されているものは小さく表記されている。
 ●は、資料に基づく発生場所の詳細。

上記の図は、若松加寿江(2011)「日本の液状化履歴マップ 745-2008」、東京大学出版会のデータを使用した(製品シリアル番号: JLM0421)。
 上記の図は、国土地理院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものを使用している。

6. 今後のスケジュール

6. 今後のスケジュール



ご清聴ありがとうございました。